

## ○小牧市通学区域審議会条例

昭和 46 年 9 月 30 日

条例第 33 号

## (趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、小牧市通学区域審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定める。

## (設置)

第 2 条 小牧市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、小牧市立小・中学校の通学区域に関し、必要な調査及び審議を行うため、小牧市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市立小・中学校の長
- (3) 市立小・中学校PTA 役員
- (4) 住民の代表
- (5) 知識経験者

3 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

## (臨時委員)

第 4 条 審議会に特別の事項を調査及び審議させるため、必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が任命する。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査及び審議を終了したときは、解任されるものとする。

## (会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。